

専決処分第6号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年12月16日

河内町長 野澤良治

記

令和3年度河内町一般会計補正予算（第5号）

令和3年度河内町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,018千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,263,055千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金		512,344	37,018	549,362
	2 国庫補助金	261,027	37,018	298,045
歳入	合計	5,226,037	37,018	5,263,055

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
3 民 生 費		1,514,280	37,018	1,551,298
	2 児 童 福 祉 費	515,805	37,018	552,823
歳 出 合 計		5,226,037	37,018	5,263,055

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金	512,344	37,018	549,362
歳入合計	5,226,037	37,018	5,263,055

歳 出 (単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	1,514,280	37,018	1,551,298	37,018			
歳 出 合 計	5,226,037	37,018	5,263,055	37,018			

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫補助金	60,813	37,018	97,831	2 児童福祉費補助金	37,018	06子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金） 36,950 07子育て世帯への臨時特別給付金事務費（先行給付金） 68
計	261,027	37,018	298,045			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
5 子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）支給事業費	43,325	37,018	80,343	37,018				10 需用費	18	01 消耗品費
								11 役務費	50	01 通信運搬費
								18 負担金 補助及び交付金	36,950	02 補助金 11 子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）
計	515,805	37,018	552,823	37,018						